

第1回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事録

日時：令和2年3月27日（金）16:30～16:52

場所：本庁舎3階テレビ会議室

【副本部長（中野副知事）】

それではただいまから、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の第1回本部会議を開催いたします。

早速、議事に入ります。まず状況報告につきまして、保健福祉部長からお願いいたします。

【橋本保健福祉部長】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県対策本部の設置等につきまして、資料1をご覧くださいと思います。

はじめに、表題の下の囲みで、新型インフルエンザ対策特別措置法第14条で、厚生労働大臣は新型コロナウイルス感染症について、そのまん延の恐れが高いと認めるときに、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、かかった場合の症状の程度、その他必要な情報を提供しなければならないとされております。

その下の囲みですが、当該報告を受け、内閣総理大臣は、閣議にかけて、内閣に政府対策本部を設置するものとされております。

さらにその下の囲みでございますが、同法第22条では、政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県対策本部を設置しなければならないとされております。昨日、新型コロナウイルス感染症の感染状況といたしまして、厚生労働大臣から内閣総理大臣に対し、「新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高い」旨の報告があり、これを受けて、政府対策本部が設置されたところであります。

道では、これまで12回にわたり、「北海道感染症危機管理対策本部」を開催してきましたが、昨日の政府の動きを受けまして、直ちに、特別措置法に基づく、「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」に移行し、本日が第1回目の開催となります。今後はこの本部を中心に、特別措置法に基づき、道内の新型コロナウイルス感染症対策の総合調整を行い、保健所設置市等の関係機関とも連携し、必要な対策を進めていくこととなります。

続きまして、資料2をご覧くださいと思います。はじめに、12ページをご覧くださいと思います。一番後ろになります。前回の本部会議以降の新たな事例となります。道内におきまして、3月25日以降、現時点までに新たに5例の新型コロナウイルス感染症の患者が確認され、169名の患者が発生している状況となっております。また、「検査及び患者の状況」でございますが、欄外、札幌市等の検査分を含めまして、昨日時点で1929名の検査を実施しております。陽性の累計は169名、このうち陰性確認済みの方は121名、お亡くなりになられた方が7名で、現在の患者数は41名となっております。

続きまして、資料の1のページに戻っていただきたいと思いますが、1(2)「国内の発生状況」をご覧ください。下線を引いております部分が更新した箇所であります。26日12時までに確認されている患者は1140名で、このほかに144名の無症状病原体保有者、8名の症状有無

確認中の方が確認されております。

続いて「国などの対応」でございますが、主なものをお話ししますと、2ページ目の(36)と(37)にありますとおり、3月26日に政府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、直ちに都道府県対策本部を設置するよう通知がなされ、同日、その対策本部で、水際対策の強化として、イタリアやスペイン、ドイツなどヨーロッパ21カ国とイランからの入国拒否、東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を表明しております。

続いて「道の対応」ですが、4ページの(20)にありますとおり、今、ご説明しました国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の設置を受けて、「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しております。

続きまして、資料3をご覧ください。道立施設や道主催のイベント等の再開に係る考え方について、ご説明いたします。資料の1枚目ではありますが、これまで、道内の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、道立施設及び道主催のイベント等につきまして、3月末まで休止または中止としておりましたが、政府の専門家会議の報告を踏まえ、4月以降は、次の感染拡大防止に必要な対策が講じられている場合に限り再開することとします。その対策であります。再開に当たって、1「クラスター感染発生リスクが高まる3つの条件を回避する」、すなわち、密閉空間で換気が悪い場合は、定期的に外気を取り入れる換気を実施する、近距離での会話や発声がある場合は、声援を控えるなど、大きな発声をさせない環境づくりをする、手の届く距離に多くの人がいる場合は、会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど導線を工夫することとします。

次に、2つ目の「感染等を防ぐための対策を行う主なもの」であります。体調不良の方、過去2週間以内に発熱や風邪の症状があった方、感染拡大している地域や国に訪問した方に該当する方の入場を自粛していただきます。また、せきエチケットに準じ、声を出す機会が多い場面でのマスクの着用、入場時における手洗い、消毒用アルコールによる消毒をしていただく、また、施設内の共有物を消毒することといたします。

次に、3つ目の「大規模イベント等につきましては、さらに次のようなリスクに引き続き留意し慎重に対応する」こととします。イベント会場のみならず、その前後に付随し、人の密集が生じるリスク、人が集まることに伴う各地での拡散リスク、それにより感染者が生じた場合のクラスター対策が困難であるリスクとしているところであります。

次に、2枚目の資料であります。以上の感染拡大防止措置を講じた上で、1の「施設及び再開予定日一覧」がございますとおり、4月からの施設の再開を予定しております。美術館、そして宿泊施設でもありますネパルの6施設につきましては、再開に向け検討中としておりますが、これは後ほど、教育長のほうからご説明がございます。

次に、2の「再開に当たって講じた主な感染防止の取組」であります。定期的に外気を取り入れる換気の実施、近距離での会話を控えるよう来館者へ呼び掛け、張り紙等の掲示、混雑時における入館時間、導線等の入館者の調整、マスク着用、入場時の手洗いの依頼などを施設内に掲示するなどとなっております。各施設の具体的な取り組み及び利用に当たっての留意事項等については、施設のホームページでお知らせすることといたしております。

続きまして、資料4をご覧ください。就職や進学等に伴い転出される皆様に対

する新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する注意喚起について」ご説明いたします。この資料は、昨日の全国知事会の緊急対策本部におきまして、鈴木知事から提起がなされ、確認された内容につきまして、本日付けで、知事会会長名で各都道府県に発出されたお願いの文書であります。趣旨としては、新年度に向けた就職や進学等で、全国各地から東京都をはじめとする感染が拡大している地域に転出される方が多い時期に当たることを念頭に、全都道府県が連携して注意喚起や行動変容を促すものであります。具体の呼び掛けの主な内容につきましては、通知文の下端でございますとおり、換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話の条件が重なる場所を避けるための行動を取ることや、感染の発見が難しい若年層の皆さまの慎重な行動をお願いするなどといった内容になっております。

私からの報告は以上であります。

【副本部長（中野副知事）】

それでは続きまして、各部などから発言をお願いいたします。まず総務部からお願いいたします。

【佐藤総務部長】

総務部です。資料5でございますけれども、全国的な感染拡大が進んでいる状況で、東京の状況も踏まえまして、本日、首都圏を含めて各地に行く旅行・出張等について、職員の健康管理と感染防止に留意をするように、この資料にありますとおり、各部に通知文を発出いたしております。

内容としましては、一つに、今後予定している各地域へのお出張、これにつきましては、その出張先の感染状況等を十分に留意してほしい。また、その出張に当たっては、緊急度等も考慮しながら、必要性や日程の変更も検討していただきたい。2番目でございますけれども、私用の旅行でございます。私事についても同様に注意を払うように、職員に周知をしていただきたい。3番目でございますが、4月1日付け人事異動がございますけれども、その際の赴任におきましては、感染状況を勘案して、出張と同様に注意をしていただきたい。

それから、もし職員に発熱等の症状がある場合には、すでに通知済みでございますけれども、休暇等、赴任延期で対応することも含めて、適切に対応すること。さらに、新規採用者についても、さまざまな所から来られる方々がいらっしゃいますので、同様の対応を取るなどについて、通知をさせていただきました。所属職員にその旨の周知をお願いいたしたいと思っております。

それから、資料5の2枚目に付けておりますけれども、以前、中国武漢への職員の渡航歴を調査いたしましたけれども、該当者はいなかったのですが、最近における状況を踏まえまして、職員の海外渡航の状況について調査するというので、本日通知をさせていただきました。皆さま方にはお含みおきをいただきたいと思います。以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、東京事務所からお願いをいたします。

【森東京事務所長】

はい、東京事務所から報告をいたします。資料はございません。

ご案内のとおり、東京都におきましては、今週に入りまして、感染の確認が急増しております。このため、都におきましては、都民に対し、密閉、密集、密接といった状況の回避や、夜間の外出、不要不急の外出の自粛、時差出勤や在宅勤務などの取り組みの要請を行い、昨日には首都圏1都4県の知事による共同メッセージも発出されているところでございます。

これを受けまして、東京事務所といたしましても、大阪、名古屋を含めた配下の職員及び省庁や企業等への派遣職員を合わせた約100名に対しまして、こうした要請内容の周知と健康管理に対する注意の喚起、また、単身者も多くおりますことから、体調不良時の連絡体制の確認を行うとともに、時差出勤制度等の活用やメール等の活用により、可能な限り外勤等を抑制し、業務上可能な場合は在宅勤務を活用することなどについて、指示をしているところであります。

現時点におきましては、体調不良が確認されている職員はおりませんが、今後、感染拡大も危惧されておりますことから、引き続き状況を注視し、必要な対応を行ってまいります。以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

では続きまして、教育長お願いいたします。

【佐藤教育長】

はい、2点ございます。

一つが、資料3に戻っていただきたいのですが、先ほど保健福祉部長からも説明のあった、道立施設の再開の部分でございます。この中で、例えば近代美術館が4月18日からとなっておりますが、これはちょうど春の常設展示物の入れ替え、そういった関係上、少し4月1日からの開館とならないものもございますが、順次準備が整い次第、開館をしていくことにいたします。

それから、ネイパルです。これは道立体験活動支援施設、昔、青年の家とか少年の家と言われていた宿泊施設でございます。こちらについては、感染症対策を現在検討中で、今月中には整理をして、その上で、利用者の皆さん、主に学校の生徒が多いのですが、一定の周知期間を経た上で再開をしたいと考えております。そんなに遅くならないうちに再開するように努めてまいります。

次に、学校の再開に関してでございます。資料の6をご覧くださいと思います。これも本通知につきましては、本日中に通知する予定としております。内容といたしましては、昨日、各市町村の教育長とテレビ会議でお話をして、意見交換をいたしました。その内容も踏まえて、若干修正した上で、発出しようとしております。

主な内容といたしましては、資料にあります全ての学校が講ずべき措置として、ご家庭の協力を得て、毎朝晩の検温及び風邪症状の確認、そのシートを持参してもらって、登校時に教職員が確認をするという作業をします。もちろん、発熱・風邪症状がある場合には登校させない。それから、授業が再開された後、休み時間については、教室の窓を開けてこまめな換気に努める。それから、一番下にありますがけれども、マスクの装着ということで、これはPTAなどにもお願いをして、手作りマスクを作っていただいて、生徒全員がマスクをして授業、登校できるようにということでお願いをしております。

あと具体的な実際の取り組み例はここに書いていますが、かいつまんでご説明しますと、まず入学式が4月の第2週に小中高それぞれ予定されておりますが、この中で、小学校については、子どもが幼いということもございますので、実施方法を工夫して、例えばクラスごとに行うといったようなことを考えながら、保護者の参加を認めていきたいと考えております。

資料にはないのですが、4月の後半ぐらいに、だいたいどの学校でも授業参観をしております。これについては、狭い教室の中で保護者が一緒に参観をするというのは、かなり感染のリスクが高いということで、当面は見合わせるということで、通知の中に一緒に書かせてもらうことにいたしました。

あと同じ取り組み例の一番最後にありますが、音楽の時間ですとか体育の時間、それから理科の実験だったり、調理実習、そういったグループで活動するものだったり、生徒たちが向き合っているものとか、そういうものが出るものは極力控えて、2学期以降にしよう。これは部活動も同様の扱いになってこようかと思っております。

最後に、臨時休業の取り扱いという項目を設けてございますが、学校再開後に、児童生徒または教職員に感染が判明した場合など、この場合に臨時休業するか、感染した児童生徒のみを出席停止とするか、その辺りの判断については、今後は保健福祉部局と十分協議をしながら、助言を得て、その対応というのを考えていくと。そういう体制で今後臨むことにいたします。私からは以上です。

【副本部長（中野副知事）】

他に、各部などから発言等ございますでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、今後の対応などにつきまして、本部長からお願いをいたします。

【本部長（知事）】

先ほど保健福祉部長から説明がありましたとおり、昨日、政府において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「政府対策本部」が設置されたことを受けまして、これまで開催してまいりました「北海道感染症危機管理対策本部」を、直ちに、特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」に移行をしたところでございます。

これによりまして、今後は、道が、特別措置法に基づき、道内の新型コロナウイルス感染症対策の総合調整を担うこととなりますが、そのためには関係各所との連携を強化していくことが必要であり、関係部局においては、保健所設置市の皆さまなどと、これまで以上に連携を強化し、必要な取り組みを進めていただきたいと思います。

道立施設及び道主催のイベント等については、本道における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、先ほど保健福祉部長から報告があったとおり、4月以降は、感染拡大防止に必要な対策が講じられている場合に限り、再開することといたします。

道民の皆さまに安心しながら道立施設をご利用いただき、また、イベントに参加いただけるよう、クラスター感染発生のリスクが高まる三つの条件の回避、感染等を防ぐための徹底した対策などに万全を期すようお願いいたします。

また、先ほど保健福祉部長から報告がありましたが、全国知事会からの要請ではありますが、新年度に向けた就職や進学等のため、全道各地から、東京都をはじめとする感染が拡大している地

域に転出される方が多い時期にあることを念頭に、全道各地の自治体が連携して、住民の方々に感染拡大に向けた注意喚起を行う必要がございます。各保健所設置市、また各振興局においては、管内市町村と連携しながら、しっかりと注意喚起をしていただくようお願いいたします。

また、先ほど総務部長と東京事務所長から報告がありましたが、道といたしましても、職員の健康管理と感染防止を徹底する観点から、首都圏などへの各地への出張については、出張先の感染状況等に十分留意するとともに、緊急度等も考慮しながら、必要性や日程の変更を検討するなど、適切に取り扱うこと、東京事務所職員も都内の状況に十分注意すること、こうしたことを徹底するようお願いいたします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の危機克服に向け、道庁の各部局がそれぞれの役割を全うしながら、また、保健所設置市をはじめ各市町村と十分に連携を図りながら、全道一丸となって戦っていただきますようお願いを申し上げます。私からは以上です。

【副本部長（中野副知事）】

それでは、引き続き、関係機関連携の上、万全の対策を講じていただきますようお願いをいたします。以上をもちまして、新型コロナウイルス感染症対策本部の第1回本部会議を終了いたします。